

(3) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況(平成18年度)

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
32人	93,587千円	22,520千円	33,334千円	149,441千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成19年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
253,919円	293,994円	41.8歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。
2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	備考
独自給料表	大学卒 高校卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	経験年数	5年	10年	20年	30年	備考
	大学卒	円	円	円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員給料の調整額の状況（平成18年度）

制度なし

（注）調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	内 容			
賞 与	（支給割合）			
	区 分	給料月額に 乗じる割合(A)	扶養手当に 乗じる割合(B)	
	6月期	1.80月分	1.17月分	
	12月期	1.82月分	1.24月分	
	計	3.62月分	2.41月分	
	（注）支給額は(A) + (B) 扶養手当に一定の割合を乗じて得た額を支給			
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無			
	（平成18年度実績） 県派遣職員2名分含む（県給与条例適用）			
	支給総額	支給職員数	一人当たり 平均支給額	
	33,334,577円	32人	1,057,948円	
退職手当 (中小企業退職 金共済制度)	（支給額）			
	勤続20年	4,266,560円		
	勤続25年	5,473,280円		
	勤続35年	8,073,280円		
	勤続40年	9,468,640円		
	（その他の加算措置） 無			
	（平成18年度実績） 1人当たり平均支給額 57,600円 (円)			
	（注）1 ()内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への 支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。			
時間外勤務 手当 (県の規定に準 ずる)	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成18年度	6,533,236円	21人	311,106円

区 分	内 容			
	対象職員	支 給	月 額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	常務理事 10,000円		
		事務局長 5,000円		
		館長 55,000円		
		部長、室長 45,000円		
		副部長 35,000円		
		課長 30,000円		
		(平成18年度実績)		
		県派遣職員2名分含む(県給与条例適用)		
		支給総額	支給職員数	
		5,356,956円	11人	
			1人当たり平均支給月額	
			40,583円	
扶養手当 (県の規定に準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	12,000円	
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,000円	
		ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人	6,500円	
		エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	
			15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
			(平成18年度実績)	
			支給総額	支給職員数
	3,503,000円	18人		
		1人当たり平均支給月額	16,218円	
住居手当 (県の規定に準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)	
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額	
			(平成18年度実績)	
		支給総額	支給職員数	
		2,655,847円	20人	
			1人当たり平均支給月額	
			11,066円	
通勤手当 (県の規定に準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用している職員	ア 交通機関等利用者	次の又はのうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円>	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
	イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給	
	ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算	
	エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関及び自動車等による通勤している職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常態としている場合に、当該駐車料金の相当する額(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)	
	オ ノーマイカーデー運動に参加する場合	通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員において、ノーマイカーデー運動に参加する場合に、月3回の公共交通機関の利用料金の増減を考慮する。	
	(平成18年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	4,471,660円	25人	14,906円

7 役員の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	100,000円		
常 務 理 事	県派遣職員であり、県給与条例を適用		
監 事	監査 1日当たり 30,000円以内 理事会出席 1日当たり 10,200円以内		